

成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結 その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立てについて

1 概要

- (1) 成年後見人は、成年被後見人（以下「本人」という。）が死亡した場合において、必要があるときは、本人の相続人の意思に反することが明らかなときを除いて、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、家庭裁判所の許可を得て、本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（以下「要許可行為」という。）をすることができます。
- (2) 申立権者 成年後見人

2 申立てに必要なもの

- (1) 申立書（申立事情説明書含む）
- (2) 収入印紙 800円分
※1つの申立書で、2つ以上の要許可行為の許可を求める場合も800円です。
- (3) 郵便切手 84円分
- (4) 添付資料
 - ア 死亡診断書（死体検案書）の写し又は本人の死亡の記載がある戸籍謄本
※連絡票等の添付書類ですでに提出されている場合は不要です。
 - イ 要許可行為の種類に応じ、以下のとおり
 - （ア）本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結
・疎明資料の提出は不要です。
 - （イ）本人が施設等に残置していた動産その他の物の寄託契約の締結
・寄託契約書（案）
 - （ウ）電気・ガス・水道の供給契約の解約
・疎明資料の提出は不要です。
 - （エ）相続財産に属する債務弁済のための預貯金の払戻し
・預貯金通帳（表紙、見開き及び当該許可申立て時点での残高が記載された頁）の写し
・債務の存在を裏付ける資料（費用明細や請求書の写し等）
※審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

3 申立ての手続

上記の必要書類が整いましたら、後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872

(R041001)